

—会計年度の実態—

平成 26 年度予算は、3 月中に成立したから、4 月から予算を執行することが出来る。

予算の年内度成立は、理想的であるが、なかなか理想に追い付かない事が多い。

日本国の会計年度は 4 月から翌年 3 月までである。この期間内に経済及び社会活動などを行い、国民に平和と幸福な生活を実現させるのである。

国が 4～3 月であるから、地方自治体や公共事業体なども、総じて同じ。

会計期間は 1 年であることを、憲法及び地方自治体でも、それぞれ法定している。

企業決算も 253 万社中、3 月決算法人は最も多い 20%、次いで 6 月決算法人 11%、9 月決算法人 10% 台を占める。国の年度に合わせている法人が 2 割台とは意外だが、古くから 3 月又は 9 月の採用が多い。

法人決算期が、国と同じ 3 月であれば、税収予想算出数字がとり易いと思うが。

国税庁は 7～6 月を「事務年度」と称している。経済活動は国と同じ 4～3 月だが、行政は 7～6 月。準じて、財務省の定期人事異動は 7 月 10 日が慣例となっている。

4 月始動の我が国では長い冬が去って、草木が芽生え、桜の花が咲く…。学校も新入生が、企業も新入社員が、夢が膨らむ日本。決算期を 4 月から 3 月に決めた日本は、季節も味方して、適宜で在り、幸せである。

予算を始めとする、行政諸統計や催物の国際比率等の表現は、時期がずれる為、断わりごと（注意書き）が多い。

世界各国の決算期で、我が国と同じ 4～3 月を採用しているのは、イギリスとカナダ、インドなど。シンガポールも同じだが、修学年度は 1～12 月らしい。10～9 月採用はアメリカ合衆国のほかタイ、ミャンマーな

ど。最も重要な支出項目の文部行政である修学年度で、アメリカは 9～10 月。

1～12 月の暦年制を取っているのはドイツ、フランス、韓国、中国など。7～6 月はオーストラリア、フィリピンなど。各国は、お国事情に寄って会計年度がまちまち。

属国や統治国では、統一の方が便利に思うが。また、先進国から、多額の借款をしている国は、親国の予算が決まらないと、決算が組み難いのが実情。

我が国の決算期は、時代で変遷している。明治 8 年までは、暦年の 1～12 月だった。4 月からとなったのは、明治 19 年。

締め月が変わるのは、税収に起因していることも一因らしい。主税収が地租であった同年の主たる税収は酒税であった。

明治時代に、国会が制定されてから 4 月にした、というもってもらいたいこんな話が有る。当時は軍隊が国の主導権を握っており、元帥が総理大臣だった。陸軍の訓練活動は、収穫の済んだ田地で行うため 10 月末から 12 月初め。元帥や天皇陛下が全国を廻って訓練を視閲する。視閲が終わってから予算編成をするので、予算委員会は 1 月からだから、とする説が有る。

昭和 47 年に田中角栄総理大臣が当時、1～12 月の暦年に変えようとした動きは有ったが、実現しなかった。

